

訴えの提起について

損害賠償の請求に関して、次のとおり訴えを提起するので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

1. 相手方

○○○○○○○○○○

○○○○○（C氏）

2. 訴えの趣旨

- (1) (C氏) に対し、(A氏) との共同不法行為損害賠償金として、(A氏) と連帯して、金 101,901,845 円及びこれに対する然るべき時期から完済に至るまでの遅延相当損害金の支払いを求める。
- (2) 相手方に対し、訴訟費用の負担を求める。

3. 訴えの理由

令和2年5月に下呂市が運営する観光施設「下呂温泉合掌村」で使途不明金が発覚し、同年3月まで同施設の会計担当であった(A氏) が、平成23年度から令和元年度までの9年間にわたり、売上金の着服横領や不正支出を繰り返していた。(C氏) は、不正支出に関し(A氏) と共謀して、(C氏) 管理の金融機関口座に下呂市の金員を振り込みさせ搾取しており、このことについて(A氏) との共同不法行為者として損害賠償の責任を負っている。

以上のことから、下呂市が被った損害について、上記2(1)の損害賠償の支払いを求めるため訴えを提起するもの。

4. 訴訟遂行の方針

- (1) 弁護士を訴訟代理人とする。
- (2) 相手方の対応によっては和解を検討し、再度議会の承認を得て和解する。
- (3) 第1審判決の結果必要がある場合は上訴する。

令和3年11月30日提出

下呂市長 山内 登

